

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和3年12月14日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ盛岡みたけ Cゾーン 盛岡市みたけ二丁目133番38

ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の名称

エ 変更の年月日 令和3年10月1日

オ 変更の理由 設置者の名称の変更のため

(2) 届出年月日 令和3年12月2日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ盛岡みたけ Aゾーン 盛岡市みたけ二丁目133番36

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の名称

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(ウ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 令和3年10月1日

オ 変更の理由

(ア) 設置者の名称の変更のため

(イ) 小売業者の変更のため

(ウ) 小売業者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 令和3年11月24日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所